

木更津市高校生食農教育業務委託公募型プロポーザル実施要領

本要領は、木更津市が実施する「木更津市高校生食農教育業務委託」の委託にあたり、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 目的

本市では、令和4年3月に策定した「木更津市食育推進計画」により、「食」に対する感謝の気持ちを育むことができるよう、生産者と消費者の交流や農林水産業の体験活動などの食農教育を推進しています。

本業務は、市内在住在学の高校生向けの農業に関する講座を企画運営し、農業や食に触れ、学ぶ機会を提供することで、農業と食への理解を深めるとともにその魅力を次世代につなげることを目的とするもので、農業指導力、収穫農産物の商品開発・PRも創造力や技術力、農業体験の受入経験（実績）などを必要とするため、価格のみによる競争入札方式ではなく、公募型プロポーザル方式により実施するものです。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名：木更津市高校生食農教育業務委託
 - (2) 履 行 場 所：提案者の木更津市内農場
 - (3) 業 務 内 容：別添「木更津市高校生食農教育業務委託仕様書」のとおり
 - (3) 履 行 期 間：委託契約締結日から令和8年3月25日まで
 - (4) 委託等上限額：1,991,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- ※この金額は、予定価格を示すものではない。

3 契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から提出された提案書類の内容について、本市関係者で構成する「木更津市高校生食農教育業務受託候補者選定審査会（以下、「審査会」という。）」で審査し、随意契約の相手候補者（以下、「受託候補者」という。）を決定する。

4 参加資格

- (1) 木更津市入札参加資格者名簿に登載された者。
- (2) 受注者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又

は受注者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

（4）過去に植え付け・収穫体験等の実施及び類似業務の実績を有していること。

（5）木更津市内に食農教育を実施できる施設を有している又は借用できること。

（6）上記（2）から（5）に該当する者で、入札参加資格と同様の要件を有していると認められる者。

5 実施スケジュール

項 目	日 程
実施要領等の配布	令和7年3月21日（金）
質問の受付期間	令和7年3月21日（金）から 令和7年3月27日（木）午後5時まで
質問に対する回答	令和7年3月31日（月）
参加意向申出書の提出期限	令和7年4月 2日（水）午後5時まで
提案資格確認結果通知	令和7年4月 4日（金）
提案書類の提出期間	令和7年4月10日（木）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和7年4月15日（火）
選定結果通知	令和7年4月18日（金）
契約	令和7年5月上旬

※各日程については、事務の都合により変更する場合がある。

6 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を下記のとおり交付する。

（1）交付資料

- ・木更津市高校生食農教育業務委託仕様書
- ・木更津市高校生食農教育業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・木更津市高校生食農教育業務委託に係る公募型プロポーザル別記様式

（2）配付方法

木更津市公式ホームページ内に掲載する。

7 質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書【第4号様式】を提出すること。口頭による質問は不可とする。また、本プロポーザルに関する質問は、提出書類等の作成に係る質問に限るものとし、審査及び評価に関する質問は一切受け付けない。

（1）受付期間

令和7年3月21日（金）から3月27日（木）午後5時まで（必着）

（2）提出方法

原則としてメール若しくはFAXにより農林水産課へ送付すること。また、質問書の送信後に受領確認のため、送信した旨を農林水産課へ電話連絡すること。

(3) 回答方法

令和7年3月31日(月)に全質問に対する回答を一括して木更津市ホームページに掲載する。

8 参加意向の申出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、(1)の提出期限までに(2)の提出書類を(3)の提出方法に従い、提出するものとする。

(1) 提出期限

令和7年4月2日(水)の午後5時まで(必着)

(2) 参加意向申出書 1部【第1号様式】

(3) 提出方法

農林水産課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、提出期限内に必着すること。

※農林水産課の窓口は、午前9時から午後5時までの間(ただし、土・日・祝日及び正午から午後1時を除く)とする。

9 参加資格確認結果通知

プロポーザル参加意向申出書の提出者に対し、提案資格を満たしているか確認し、令和7年4月4日(金)に、参加意向申出者に対して、提案資格確認結果通知書を発送する。なお、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格を認めない理由を記載して通知する。

10 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

①本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を厳正かつ公正に決定するため、木更津市中高生食農教育業務受託候補者選定審査会(以下「審査会」という。)を設置し、審査会委員が提出された提案書類について、下記「(2) 評価基準」および「(3) 審査項目の採点基準」に基づき採点を行う。その上で以下ア及びイのいずれも満たす者を受託候補者として選定するものとする。

ア 合計得点が以下の式を満たしている者

合計得点 $\geq$ 評価項目の合計点(100点) $\times$ 審査会委員の人数 $\times 0.6$

イ 合計得点が最も高い者

例) 審査会委員が6名の場合

360点未満となった提案者は、受託候補者とし不在。

②最高得点者が2提案者以上になった場合は、審査会委員の協議により受託候補者を選定する。

- ③提案者が1事業者のみでも、審査会（プレゼンテーション）の開催を経て、受託候補者の選定を行う。

（２）評価基準

区分	評価の視点	配点
①業務実施体制	本市との打合せや問合せに的確・迅速に対応でき、確実な業務を遂行できる体制が取られているか	10
②業務実績	過去において植付・収穫の農業体験の実施や農産物の商品化又は類似業の実績を有しているか。	10
③スケジュール	仕様書の内容に基づき、効率的なスケジュールが計画されているか。	10
④目的の理解度	本業務の背景、課題や目的等必要な知識を有しているか。	10
⑤実施体制・施設	食農教育の実施にあたり、適切な管理体制と施設を有しているか。	20
⑥企画力	次世代を担う中高生に農業、食の魅力を伝える適切かつ有益な提案がなされているか。	20
⑦その他	本業務に対する意欲、熱意が見られるか。	10
⑧価格点	(提案の中の最低価格／当該提案者の価格)×10	10

※価格点：小数点以下を切り捨てた後、集計する。

（３）評価項目の採点基準

評価	評価基準	得点化基準
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	普通	各項目の配点×0.6
D	やや劣る	各項目の配点×0.4
E	劣る	各項目の配点×0.2

11 企画提案書の提出

提案者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下「提出書類」という。）を提出すること。なお、1事業者につき1つの提案の提出に限る。

- （１）提出書類 後述のとおり

- (2) 提出部数 正本1部（代表者印を捺印したもの）、副本6部
 ※副本へは会社名を特定・識別できるような商号、名称、記号、社員名、実績自治体等は記載せず、記載があるときは黒塗りなどで対応すること。
- (3) 提出方法
 農林水産課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、提出期限内に必着すること。
 ※農林水産課の窓口は、午前9時から午後5時までの間（ただし、土・日・祝日及び正午から午後1時を除く）とする。
- (4) 提出期限
 令和7年4月10日（木）の午後5時まで（必着）
 ※プレゼンテーションに必要なデータもあわせて提出する。なお、提出データは提出書類に沿ったものであれば、プレゼンテーション用に加工したもので構わない。
- (5) 作成上の注意
 提出書類は、①から⑦の順にファイルし、1部ずつ右側にインデックス（No. ①からNo. ⑦）を付して正本1部と副本6部を提出すること。
- (6) 事前審査
 提案者が5事業者を超える場合には、提出のあった提案書類について、本要領10(2)による事前審査を行い、内容が優れた5事業者を本審査の対象とする。事前審査の結果については、令和7年4月4日（金）までに通知する。

○提出書類

提出書類	留意事項
① 提案書表紙(第2号様式)	正本のみ所在地・会社名・代表者を記入し、代表者印を押印した上で鑑表紙とする。
② 企画提案書（任意様式）	「10 評価方法及び評価基準(2)」評価基準」を参考に、具体的な実施方法を記載する。 実施予定の農場、施設等も記載すること。
③ 業務工程表（任意様式）	業務のスケジュールを記載する。
④ 業務実施体制（任意様式）	本業務に係る人員について、担当する業務内容を記載する。
⑤ 業務実績（第3号様式）	過去の実施した農業体験又は類似業務の過去の実績を記載する。
⑥ 見積書（任意様式）	合計金額のほか、積算内訳を記載する。
⑦ 会社概要	パンフレットも可とする。

12 プレゼンテーションの実施

本プロポーザルの審査は、審査会委員が本要領10で示す評価方法及び評価基準に基づき審査を行う。

プレゼンテーションの実施方法等については、次のとおりとする。

- (1) プレゼンテーションの日程は下記のとおりとする。

- ・実施日：令和7年4月15日（火）午後2時
- ・実施場所：木更津市役所 駅前庁舎8階 防災室・会議室
- (2) プレゼンテーションの順番は、市が抽選によって決定し、事業者ごとに開始時間等を別途通知し、指定時間の15分前までに所定の場所で待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。
- (3) プレゼンテーションの所要時間は次のとおりとする。
 - プレゼンテーション 20分以内
 - 質疑応答 10分
- (4) プレゼンテーション会場への入場者は、3名以内とする。
- (5) プレゼンテーションは提出書類を用いて行うものとし、当日の差替えや資料の追加は不可とする。
- (6) プレゼンテーションで必要となるパソコン、スクリーン、プロジェクターは本市で用意する。なお、プレゼンテーション用の資料はパワーポイント形式とし、作成したデータをCD-Rで事務局に提出すること。
 - ※パソコンは、Microsoft office PowerPoint 365を使用

13 選定結果の通知

審査結果については、結果通知書により郵送する。

- (1) 通知日 令和7年4月18日（金）
- (2) 審査結果についての問合せ及び選定結果に対する異議申立ては一切応じないものとする。

14 審査選定結果の公表

審査結果については、次のとおり公表する。

- (1) 公表事項 参加事業者名（受託候補者のみ）、総合計得点
- (2) 公表方法 木更津市公式ホームページに掲載する。

15 契約の締結

- (1) 受託候補者と業務の詳細を協議の上、再度見積書（提案書類の提出時の見積書とは別に）を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。
 - ※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約による。
- (2) 受託候補者との協議が整わない場合は、次点者と業務の詳細等を協議の上、上記と同じ手続きにより契約を締結する。

16 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とし、プロポーザル参加停止通知書により通知する。
 - ①提案書等の必要書類を期日までに提出しない場合
 - ②「第4 参加資格」を満たしていない場合

- ③提案書類等に虚偽の記載がある場合
 - ④見積額が当該予算額を超えている場合
 - ⑤プレゼンテーション審査に欠席した場合
 - ⑥選考の公平性を害する行為があった場合
 - ⑦前各号に定めるものの他、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査会委員長が失格であると認めた場合
- (2) 提案書類等の作成、提出並びにプレゼンテーション等に要する費用は、提案者の負担とする。
 - (3) 提案書類等は返却しない。
 - (4) 提出期限以降における参加表明書及び提案書類は、原則として記載内容の変更は認めない。
 - (5) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（第5号様式）を提出するものとする。また、提案資格確認通知後、提出期限までに提案書類の提出がない場合は、辞退したものみなす。
 - (6) 本委託業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、木更津市に帰属するものとする。
 - (7) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認められるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。
 - (8) 受託候補者が決定するまで間、提案者の数等は公表しないものとする。

17 問合せ先及び各種書類の提出先

〒292-8501

千葉県木更津市富士見1-2-1

木更津市役所駅前庁舎 8階

木更津市経済部農林水産課（農林調整係）

電 話 : 0438-23-8445

FAX : 0438-23-0075

E-mail : nousui@city.kisarazu.lg.jp